# ·般社団法人 神奈川県建築士事務所協会ホームページに

# 御社のバナー広告を掲載しませんか?

当会では、トップページに掲載するバナー広告を募集しています。

掲載ご希望の方は、広告掲載取扱要領 (P2~5) をご確認の上、

掲載申込書(P6)にてお申込ください!!

# ≪バナー広告概要≫

掲載位置:一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会ホームページ

URL: http://www.j-kana.or.jp/

掲載期間:最大1年間(申込については、1ヶ月単位でも可能です。)

**広告料**:正会員・賛助会員 5,000(税別)/月

その他 10,000(税別)/月

※1年間申込の場合、広告料2ヶ月分を無料に致します。

広告サイズ:縦65ピクセル 横235ピクセル

ファイル形式: JPG、PNG、GIF (アニメーション可)



※イメージ

お申込先:

郵 送 〒231-0032

神奈川県横浜市中区不老町3-12 加瀬ビル201 2階 一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 ホームページ担当 宛

FAX 045-212-3807

#### 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会(以下「本会」という)のウェブサイト 及び本会発行のその他刊行物(以下「刊行物」という)への広告掲載に関し必要な事項を定めること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
  - ー ウェブサイト 本会が管理するウェブサイトをいう
  - 二 バナー広告 ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンク するものをいう
  - 三 印刷広告 刊行物に掲載する広告をいう
  - 四 広告 バナー広告及び印刷広告をいう

#### (掲載可能な広告の範囲)

- 第3条 掲載することができる広告の内容は、次の各号に該当しないものとする。
  - 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - 三 第三者を誹謗中傷又は排斥するおそれがあるもの
  - 四 本会の趣旨にそぐわないと思われるもの
  - 五 その他、本会が不適当であると判断するもの

(広告の規格)

- 第4条 広告の規格は、次の各号に定めるところによる。
  - 一 バナー広告

大きさ 縦65ピクセル 横235ピクセル

形式 JPEG、PNG、GIF (アニメーション可)

容量 10 K B 以下

二 印刷広告

大きさ A4縦

形式 PDF、WORD (データ入稿に限る)

(広告の掲載位置及び枠数)

- 第5条 広告を掲載する枠数は本会が定めるものとし、位置は次の各号に定めるところによる。
  - ー バナー広告 ウェブページ内のホームページ
  - 二 印刷広告 刊行物内の本会が定めるページ

#### (広告の掲載期間)

- 第6条 広告の掲載期間は、次の各号に定めるところによる。
  - 一 バナー広告 1カ月単位とし、1回の申込みで最大12か月まで申込むことができる
  - 二 印刷広告 掲載時期について本会と協議した上で刊行物に1回掲載する

#### (広告の募集)

第7条 広告主の募集は、ウェブサイトにて行うこととする。

## (広告掲載の申込み)

第8条 広告主は、広告掲載申込書(第1号様式)により、郵送、ファックス又は電子メールで本会に申込むこととする。

#### (広告掲載の決定)

- 第9条 本会は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定することとする。
- 2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について書面により、広告 主に通知するものとする。
- 3 広告主が規定する枠数を超えたときは、本会と協議する。

#### (広告掲載料)

- 第10条 広告掲載料は次の各号に定める通りとし、申込者は前条の規定により送付された書面(以下、「通知書」という。)の記載に従い、広告掲載料を納付するものとする。
  - 一 バナー広告

正会員・賛助会員 5千円 (消費税別) /月

その他 1万円(消費税別)/月

ただし、12か月の申込みに対し、2か月分を無料とする。

二 印刷広告

正会員・賛助会員 2万円(消費税別)/回

その他 3万円(消費税別)/回

#### (広告原稿の作成及び提出)

- 第11条 広告主は、広告データ(以下「広告原稿」という。)を作成し、通知書で指定した日及び場所 に、郵送又は電子メールで提出するものとする。
- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

### (バナー広告内容等の変更)

第12条 本会は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページ内容等が第3条の規定に 抵触していると判断した時は、広告主に対してバナー広告の内容等の変更を求めるものとする。

#### (バナー広告掲載の取消し)

- 第13条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。
  - 一 指定の期日までに広告掲載料の納付がないとき
  - 二 指定の期日までに広告原稿の入稿がないとき
  - 三 前条の規定による広告内容の変更に広告主が応じないとき
  - 四 その他、広告掲載が適切でないと本会が判断したとき
- 2 第1項の各号の規定により広告掲載を取消した場合において、本会は納付済みの掲載料の返還及び 損害賠償等一切の責を負わない。

#### (広告掲載の取下げ)

- 第14条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面において本会に申し出なければ ならない。
- 3 本会は、前項の規定により広告の掲載の取下げがあった場合、広告掲載料を返還しない。
- 4 印刷広告については、入稿後の広告掲載取下げには応じないものとする。

#### (広告掲載料の返還)

- 第15条 本会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、広告主に広告掲載料を返還する。
- 2 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

#### (広告主の責務)

- 第16条 広告主は、バナー広告及び印刷広告の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任 を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他 の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、バナー広告のリンク先ウェブページのURLに変更があった場合、速やかに本会に連絡 するものとする。

#### (要領の変更)

第17条 この要領の変更は、理事会の議決を経なければならない。

### (その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は本会が別に定める。

#### 附則

- 1. この要領は、理事会の承認のあった日(平成23年12月8日)から施行する。
- 2. この要領は、理事会の承認のあった日(平成24年2月28日)から施行する。
- 3. この要領は、理事会の承認のあった日(平成27年5月19日)から施行する。
- 4. この要領は、理事会の承認のあった日(平成28年3月10日)から施行する。

年 月 日

# 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会広告バナー掲載申込書

# 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長 殿

広告の掲載について次のとおり申し込みます。なお、申込みにあたっては、一般社団法人神奈 川県建築士事務所協会広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

# 1. 広告掲載申込者

名	称			
代 表	者			
担 当	者			
所 在	地	₸		
連絡	先	TEL E-MAIL	@	FAX
業	種			
申込者種別 (該当に〇)		1. 会員・賛助会員		2. その他

掲載希望期間	年	月から	年	月まで(	カ月)	
リンク先 URL	http://					

# ※神事協処理欄

収受日	掲載決定日	備考